

国民年金だより



★国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料が免除される制度が令和8年10月から新たに始まります。

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で令和8年10月以降、1歳になるまでの子（※）を養育する実父母・養父母
 ※実子、養子、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

【保険料が免除される期間】（令和8年10月以降に限ります）

＜実母の場合＞……………産前産後免除期間（詳しくは広報ますだ5月号をご覧ください）に引き続く9カ月間
 ＜実父または養父母の場合＞…子を養育することになった日の属する月から1歳になる誕生月の前月まで

【育児免除制度のメリット】

- ・育児免除を受けた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ・すでに保険料免除や学生納付特例が承認されている場合であっても、届出をすることで育児免除期間として取扱われます。
- ・保険料納付後の届出も可能で、納付済みの育児免除期間分の保険料は充当または還付されます。

【届出先】

市保険課（☎31-0216）・美都地域総務課・匹見地域総務課または浜田年金事務所です手続きをしてください。
 また、マイナポータルからスマートフォン等で電子申請することもできます。

※詳しい制度の内容や電子申請方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください▶▶▶



★年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。支給要件に該当しない場合には支給されません。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

【対象となる方】

- 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）
 - ・前年の所得額が約492万円以下である

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金を受給できる方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能である旨のお知らせが送付されます。
 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入の上、提出してください。

②年金の受給を始める方

年金の請求手続きとあわせて、お近くの日本年金機構（年金事務所）で手続きをしてください。
 ※給付金の詳しい内容については、給付金専用ダイヤルへ問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』☎0570-05-4092（ナビダイヤル）



年金生活者支援給付金 検索

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 10月13日(火)・27日(火)

相談場所 益田市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

【予約・問い合わせ先】浜田年金事務所 ☎0855-22-0670

☆要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる書類が必要です。

※浜田年金事務所でも相談する場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎31-0216